

長浜市告示第164号

長浜市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年長浜市告示第462号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第3条第1項第2号中「障害児（者）本人及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者」を「障害者又はその配偶者」に改める。

別表中

「

<p>次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。</p> <p>(1) 下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする身体障害者（児童にあつては、学齢児以上の者に限る。）</p> <p>(2) 難病患者等であつて、入浴に介助を要すると医学意見書により認められる者</p>	<p>①浴室用いす 座位の保持を補助でき、使用者又は介護者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり取付工事を伴うものを除く。）</p> <p>②浴槽用いす 自沈すること又は吸盤により浴槽内において利用でき、使用者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり取付工事を伴うものを除く。）</p>	8年	19,400円
--	--	----	---------

」

を
「

<p>次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。</p> <p>(1) 下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴</p>	<p>①浴室用いす 座位の保持を補助でき、使用者又は介護者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり取付工</p>	8年	19,400円
---	--	----	---------

<p>に介助を必要とする身体障害者（児童にあっては、学齢児以上の者に限る。）</p> <p>(2) 難病患者等であつて、入浴に介助を要すると医学意見書により認められる者</p>	<p>を伴うものを除く。）</p> <p>②浴槽用いす 自沈すること又は吸盤により浴槽内において利用でき、使用者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり取付工事を伴うものを除く。）</p>		
<p>次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。</p> <p>(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児童にあっては、学齢児以上の者に限る。）</p> <p>(2) 難病患者等であつて、下肢又は体幹機能に障害があり入浴に介助を要すると医学意見書により認められる者</p>	<p>入浴用車いすで、座位の保持を補助でき、使用者又は介護者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり取付工事を伴うものを除く。）</p>	8年	90,000円

に改め、

「

文字情報と同一紙面上記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、使用者が容易に使用し得るもの

」

を
「

文字情報又は文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報

を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、使用者が容易に使用し得るもの

」

に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。